

法律名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
施行年	昭和28年 H14年改正
目的	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定およびこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的としている(第1条)。
対象者	飼料又は飼料添加物の製造業者(配合及び加工を含む)、輸入業者、販売業者
規制対象事業規模	特にない
規制内容	<p>飼料とは、「家畜等の栄養に供することを目的としてしようされるもの」(第2条)で、家畜等には「牛、豚、鶏、うずら、みつばち」のほか「ブリ、マダイ、ギンザケ、コイ、ウナギ、ニジマス、アユ」といった魚類のも含まれることに注意。</p> <p>飼料添加物とは「飼料の品質低下の防止のため飼料に添加、混和、浸潤その他の方法で用いられるもの」(第2条)。</p> <p>省令で定められた製造・保存方法の基準に従わねばならない。省令では「飼料又は飼料添加物の製造、使用もしくは保存の方法もしくは表示につき基準」(第2条の2)が定められている。全ての飼料が対象ではないので、チェックは必要。この基準に合わない飼料の製造・貯蔵・販売・使用は禁止されている(第2条の3)</p> <p>飼料製造管理者をおかねばならない。前項の基準に従わねばならない飼料で、かつ政令で定める飼料については、第2条の8に「飼料及び飼料添加物の製造を実地に管理させるため、その事業場ごとに、飼料及び飼料添加物の製造に関し農林水産省令で定める資格を有する飼料製造管理者をおかねばならない」とある。政令で定める飼料は、落花生油粕、尿素又はジウレイドイソブタンを原料とする飼料など(施行令第3条)。</p> <p>飼料の公定規格をクリアしなければならない。「農林水産大臣は、飼料の種類を指定して、その種類ごとに栄養成分の最少量または最大量その他栄養成分に関し必要な事項についての規格を定める」(第3条)とあり、飼料によってはこの製品規格をクリアする必要あり。</p> <p>検定機関で検定を受け、規格適合の表示をしなければ販売できない飼料もある。</p>

	<p>「指定検査所又は農林水産大臣が指定した者は、規格設定飼料について公定規格による検定を行ったときには、その飼料・容器・包装に規格適合表示を付することができる」（第4条）とあり、省令で定められた規格設定飼料は検定機関で検定を受けて品質を表示できる。指定検査所とは、独立行政法人飼料検査所。</p> <p>ただし、有害畜産物が生産されるか家畜等に被害が生じるおそれが特に多いと政令で定められた特定飼料等は、この表示がなければ販売はできない（第2条の4）。この特定飼料等は、落花生油粕、抗菌性物質製材（施行令第2条）。</p> <p>事業開始の2週間前までに農林水産大臣に届け出しなければならない。</p> <p>上記の基準や公定規格の「飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者は、政令で定めるところにより、その事業を開始する2週間前までに農林水産大臣に届け出なければならない」（第18条）。届け出項目は以下の通り（第18条）。</p> <p>氏名及び住所（法人は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、製造業者は当該飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地、販売業務を行う事業場及び当該飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地、その他農林水産省令で定める事項</p> <p>食品廃棄物を原材料として飼料の製造を行う場合で、食品リサイクル法の登録再生事業者となった場合は、この登録・届け出は不要（食品リサイクル法第22条）</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・この法律は、飼料の安全性を確保するためのもので、BSEはじめ飼料の欠陥による畜産物や養殖魚の安全性が問題になっている今日、重要な法律であり、飼料を製品とする起業家は要注意。 ・この法律は、自家消費対象や実験対象については関係ない。 ・また、積極的に検定機関で検定を受け、規格適合の表示をマーケティングで活用することも重要。
資源分類	食品廃棄物、水産物残差、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料
ビジネスプロセス	事業計画、施設計画、管理・運営（有資格者、製品規格、品質管理）、販売（製品成分表示）、マーケティング

関連法

食品リサイクル法